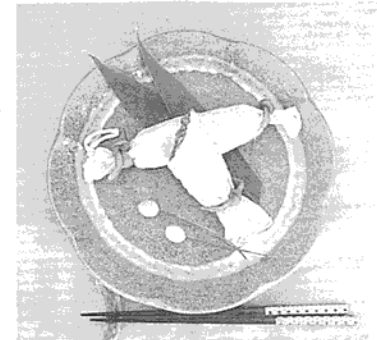


「地域特産品を利用した私（我が家）の料理コンクール」で見事 最優秀賞！ 小来川の佐藤小夜子さん！

平成11年1月13日(水)、料理コンクールの2次審査が上都賀庁舎において行われました。書類選考の1次審査会をクリアした素敵な料理が並ぶ中、佐藤さんが出品した「ゆばのふる里包み」が最優秀賞に輝きました。この料理は山菜をゆばで包み、両側をいもがらで結んだ上品な一品で、審査員の講評でも「このまま料亭に出しても、見劣りしない料理。」「見て楽しめ、食べておいしい料理。」と大好評でした。

小来川地区食生活改善推進団体連絡協議会(通称：友遊会)の会長である料理好きの佐藤さん、さらに家族、仲間、地域に、おいしいヘルシーなアイデア料理をご披露くださることを、期待しています。



最優秀賞に輝いた「ゆばのふる里包み」



最優秀賞を受ける佐藤さん

土地取引には届出が必要です

平成十年九月一日から国土利用計画法に基づく届出制度が変更されました。

▼契約日から二週間以内に届出をしましょう

市内の一定規模以上の土地について売買などの契約をしたとき、権利取得者(売買の場合は

買い主)は、土地売買等届出書に必要事項(取引価格、利用目的等)を記入し、契約書の写しなど必要な書類を添付して、契約を結んだ日から二週間以内(契約日も日数に含まれます)に企画課まで届けてください。

届出書は、市を経由して県

に送られ、利用目的について審査されます。審査の結果、利用目的が土地の利用計画に適合しない場合、目的を変更するよう勧告され、是正を求められる場合もあります。

※なお、届出書は企画課企画振興係にあります。

▼届出が必要な土地取引

次のような土地取引で、一定規模以上のものは届出が必要です。

- ① 売買 ② 交換 ③ 営業譲渡
- ④ 譲渡担保 ⑤ 代物弁済
- ⑥ 共有持分の譲渡
- ⑦ 地上権・賃借権の決定・譲渡

⑧ 予約完結権・買戻権等の譲渡
※これらの取引を予約する場合でも届出が必要です。

▼一定規模以上とは？

- ① 都市計画区域の場合
五、〇〇〇㎡以上
- ② 都市計画区域以外の場合
一〇、〇〇〇㎡以上

なお、ある区域の隣接する土地の権利をまとめて取得する場合、それぞれの土地の所有者が別々で、かつ個々の面積が小さくても、取得した一団の土地の合計面積が一定規模をこえる場合には届出が必要です。

企画課企画振興係

☎五四・一一一(内線三三三)

平成十一年度

健康診査の申し込み受付と

健康管理調査のお知らせ

平成十年度も残すところ一月あまりとなりました。平成十一年度に向けて、市が実施する「健康調査」の受診希望と健康管理状況を確認させて頂きたいと思っております。今回の調査は、次のおり実施しますので、ご協力ください。

また、昨年の調査に基づき対象者には通知していますが、通知がない方で受診を希望する方は、後日申し込みに必要な書類を送付しますので、担当係までご連絡ください。

▼これは何の調査？

- ① 平成十一年度、市が実施する健康診査の申し込み状況を把握するものです。
- 申し込みされた方には、希望された健診日が近くなりましたら、詳細についてご案内します。

● 以前は健診の申し込みを、電話で受け付けていましたが、聞き間違いなどを防ぐために、平成十一年度の健診は「調査表(ハガキ)」にて申し込みを受け付けます。また、申し込み多数の場合はお断りさせていただきますことをご

ご

ざいしますので、忘れずに調査表(ハガキ)をご返送ください。なお、これからの健診の申し込みは、この方法になります。

② 職場で受診している方や循環器疾患等で治療中の方など、市が実施する健康診査以外の方法で健康管理をされている方(市の健診を受診する必要がない方)を把握するものです。

※平成十二年度の調査からは、調査表を通知いたしません。

▼調査の対象となる方

- ① 昨年二月の健康診査実態調査で、市の健診のいずれかを希望なさった方。
- ② 平成十二年三月三十一日までに、女性三〇歳、男性四〇歳になる方。(平成十一年度から、健診の対象年齢になった方)

▼調査の方法

調査表(ハガキ)を記入し、締切日(平成十一年二月二一日)までに、担当係まで返送してください。

福祉保健課健康係

☎五四・一一一(内線四二二・四二四)